

感染防止対策に関する取組事項

感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。
当院は、感染防止対策を病院全体として取り組み、病院に関わるすべての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

感染対策のための委員会等の組織に関する基本的事項

当院における感染対策に関する決定機関として感染対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い、感染対策に関する事項を検討します。
また、感染対策に関する実働的組織として感染制御チーム (ICT) を設置し、感染対策に関する一般的事項を実施しています。

職員に対する研修に関する基本的事項

職員の感染対策に関する知識を高め、重要性を自覚し実行することを目的に全職員を対象とした研修を年2回開催しています。

感染の発生状況の報告に関する基本方針

微生物検査結果から微生物の検出状況を把握し、毎月開催される感染対策委員会で報告しています。また、委員会では必要に応じて感染対策の周知や指導を行っています。

院内感染発生時の対応に関する基本的事項

院内感染の発生が認められる、また、疑われる場合、制圧の初動体制を含めて迅速な対応を行います。また、届出義務のある感染症患者が発生した場合は、西部東保健所と連携し、法律に準じて行政機関に報告しています。

患者さんへの情報提供と説明

患者さんおよび患者家族さまに対し、適切なインフォームドコンセントを行います。疾病の説明とともに感染制御の基本についても説明し、理解を得た上で協力を求める必要に応じて感染率などの情報を公開し、患者さんに閲覧していただきます。

感染対策推進のために必要な基本方針

感染対策推進のため、CDCガイドラインなどを参考に、エビデンスに基づいた当院の実状にあった「感染対策マニュアル」を整備し、職員へ周知徹底を図るとともに、見直し、改訂を行います。

井野口病院
院内感染防止対策委員長 井藤 久雄
ICD 良 雄一郎